

措置はとりあえず公有林に限定し、私有林については基本問題で取上げている経営構造の改善策と一緒にし

て再検討した方が望ましいのではないかと考えるものである。

79 森林組合に関する研究 (3)

農民的協同組織と非出資組合制度

九大農学部 安 永 朝 海

昭和26年森林法のもとでの森林組合には、いわゆる施設組合と生産組合とがある。そのうち前者の施設組合は出資の有無によつて出資組合と非出資組合とにわけられる。

非出資組合は文字通り出資組合が組合員の出資によつて安定的かつ持続的な組合活動の財政的裏付けを企図されているのに反して、そのような出資を持たず、組合活動のための費用はその都度利用者である組合員に負担させるという財政的なシステムである。

このような非出資の施設組合は昭和34年3月末で8組合を数えるが、これを出資の施設組合4,334組合という数にくらべると、ほとんど問題にならないほど比重が小さいことがわかる。このような数の上での劣勢と同時に実際の事業活動の上でも出資組合に比してかなり消極的な面が指摘されているわけで、このような事情から非出資組合は森林組合政策の中では中心の位置から遠くはなれたところにおしやられ、その実態についてのまともな報告さえないのも、当然といえよう。

本稿ではこの種非出資組合に対する研究段階のいまだ整備されていない現状において、できるだけ資料の整理をこころみるとともに、たまたま実地について判明した栃木県下の2組合を例にとつて、非出資組合の現状分析をこころみた次第である。

さてまず全国的な統計数字によつて非出資組合を概観しておく、一口にいつて次のようにいえるであろう。

すなわち、非出資組合は、

- ① 経営基盤が極度に小さく、
- ② 執行体制も永続的な事業遂行に適しているとはいえない、
- ③ 事業の面でも、不振な出資組合に比較しても更に劣るほどの活動しか行っていない。
- ④ また事業の質的な内容でも、出資組合と格別区別される点は見出されない。

たしかに非出資組合を概括的に考察する限りでは、出資組合に比較して出資をしているか、していないかの違いがあるだけで、何ら本質的な差異はないように思われる。つまり非出資組合の特質が生かれているとはいえない。出資組合のうちごく小規模なもの、あるいはごく不振な組合といった程度の意味しか現状ではもっていないようである。

この点で典型的なのは栃木県足尾町組合である。面積規模が大きい(2,176町)ことは他の非出資組合と大いに異なるところであるが、造林補助金や伐採届事務の手数料でもつて、職員をおき、いくらかの事業(苗木の購買事業のみ)を行つていることは、出資の有無を別にすれば、何ら出資の睡眠組合と呼ばれるものと変るところがない。

ところがこのような一般的な非出資組合の中にあつて、南犬飼組合は、いささか事情が異なるものといえる。すなわちこの組合は東武日光線によつて縦断される、標高100米以下の平坦地にある310町の小規模な組合である。組合員のすべてが20町未満の所有者であり、その98%が5町未満の所有者である。昭和27年に設立され、設立当時は未墾地買収の阻止を主な動機としたといわれるが、その後農用林的森林の施業改善とか、造林投資のための活動など農業経営に密着した組合活動に徐々に変質しつつある。もちろん事業規模は大きくないが、面積当りにするとかなり集約である。また事業は指導事業と購買事業に重点があるが、その質的内容をみると、堆肥原料である落葉採草増産のための樹種改良とか、ポプラ、キリの導入、椎茸生産技術の普及などきわめて特色ある活動を行つている。

このような南犬飼のような例は、たしかに非出資組合全体からすればかなり特殊な例であるが、非出資組合の一つの在り方を示唆するものといえる。

非出資組合制度と林業政策つまり資源の維持、増大、林木生産の増大との関連からいえば、たしかに大きな比重を持ちうるものではないことも事実である。

う。しかし里山地帯のこのような地域は全国的にみて部分的ではあるが、かなりみられるものである。分散林地で何千町歩とまとまって運営できないようなところでは当然、兩犬飼組合のような部分的、一時的協同化の形の組合も生ずるであろう。要はその組合が機能的に所有者にとつてどれほどの前進をもたらすものであるかによつて評価されなければならない。

このようにみえてくると、森林組合の発展の主流としては出資制度によつて継続的に事業運営がなされることが前提になるが、兩犬飼のようにそのような条件がないところとか、足尾のように出資組合の前段階としての過渡的形態として、非出資組合にも一つの評価が与えられる。

80 豪族・豪士の所有のもとにおける林業経営について

— 広島県山県郡 K 家の場合 —

九大農学部 赤羽 武

I はじめに

わが国の大規模私有林には、豪族・豪士の大林野所有といわれるものがある⁽¹⁾。封建制下における農民の支配的な林野利用は、農業や農民生活にとつて不可欠の自生する林産物の採取であり、それに対応する存在形態は入会地であつた。しかしながら、農民的入会地が支配的であつたとはいえ、個別的利用にゆだねられていた林野所持がまったく否定されてはいたわけではない。零細な百姓山、百姓持林などの農民的林野所持があつたのみか、比較的大面積の所持もあつた。それは、森林の造成等の功績、古来からの関係、時の権力との特別の関係等が認められた拝領山、支配山または藩士の身分によつて認められた地頭山などである。これが明治維新によつて私有となり、豪族・豪士の大規模私有林となつたのである。かかる林野所有の代表例として、われわれは鳥根県の田部家、櫻井家、糸原家、岩手県の小笠原家等を見ることが出来る。

われわれのここでの問題は、広島県山県郡の K 家に例を求め、豪族・豪士の林野所有の形成とその林業経営の特徴を明らかにすることである。

II 林野所有の形成と林業経営

K 家は、中世の戦乱の結果、広島県山県郡に来て四圍を討ち従えた、近江佐々木源氏の末裔で、現在では約 1,200 町歩の山林を所有し、広島県では 1, 2 を争う大山林所有者である。

K 家の山林所有の端緒は、「タタラ」、「カジャ」経営をもつて始まる。「タタラ」とは、中国地方に産する砂鉄を銑鉄にする作業場であり、「カジャ」とは、

銑鉄から鋼鉄を鍛える作業場のことで、この二つを合せて「鉄山」といつた⁽³⁾。K 家の鉄山経営は、戦国時代から領主の手厚い保護を受け、特に近世になつて広島藩の治下では、藩の御用金の調達、多額の運上銀の貢納を条件に「鉄山格式」によつて特権を与えられていた。すなわち、隷農を鉄山に使役し、藩権力と結びついた、「農奴主マニユファクチュア」が成立したのである⁽⁵⁾。

鉄山経営は、木炭が経営の成否を決定する。というのは、砂鉄の溶融及び鋼の製造の過程では歴大な量の木炭を必要とするからである。鉄山経営によつて特権を与えられた K 家は、製鉄用木炭原本林の確保のために、当時の「村山」—入会地—を兼併し、これが明治維新で私有に査定されて大所有林が成立したのである。

このような山林所有の形成過程からみてもわかるように、K 家の山林経営の中心は薪炭林であつた。とはいえ薪炭林だけであつたわけではない。すでに天保時代から人工林が造成されているのがそれである。

洋鉄技術と洋鉄が輸入されて、明治 11 年に「タタラ」「カジャ」経営が終息してからは、K 家は鉄山経営を山林経営に転換した。薪炭林では、かつて鉄山で使つていた「山内者」—労働者—を焼子にして企業製炭を始め、企業製炭が行詰ると焼子を自営製炭者にして原木を売つて製炭させていた。一方、人工林は、鉄山時代の親方と小方関係、地主と小作関係及び薪炭原木をめぐる関係によつて隷農の賦役あるいは安価な労働力を調達して次第に面積を増した。これが今次大戦までの K 家の林業経営で、その特徴は、一方で薪炭林地代の取得を、他方で無償ないし安い労働力の調達に